

特記仕様書

委託番号 : 第26-41035-0008号
業務委託名 : 広域道路基礎調査業務委託 (道改・調査)
路線名 : 国道288号外
委託箇所 : 双葉郡双葉町大字新山地内外

第1条 適用

本仕様書は、広域道路基礎調査業務委託 (道改・調査) に適用する。本仕様書に明記なき一般事項は福島県土木部制定「共通仕様書 (業務委託編) (令和7年10月1日) (令和8年4月1日一部改定) における土木設計業務等共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。) に基づくものとする。

第2条 履行期間

本業務の履行期間は契約の日から令和9年3月31日までとする。

第3条 履行箇所

本業務の履行場所は、双葉郡双葉町大字新山地内外 (国道288号外) とする。

第4条 用語の定義

本仕様書における用語は、以下のとおりとする。

- (1) 「新広域道路交通計画」とは、「福島県新広域道路交通計画 (令和3年6月)」をいう。
- (2) 「広域道路ネットワーク」とは、新広域道路交通計画第3章第1節に示された広域道路ネットワーク計画をいう。
- (3) 「広域道路」とは、広域道路ネットワークに位置付けられた各路線をいう。
- (4) 「高規格道路」とは、新広域道路交通計画第3章第1節に示された定義に基づくものとする。
- (5) 「一般広域道路」とは、新広域道路交通計画第3章第1節に示された定義に基づくものとする。
- (6) 「構想路線」とは、新広域道路交通計画第3章第1節に示された定義に基づく、広域道路ネットワーク路線一覧表に示された路線をいう。
- (7) 「路線A」とは、新広域道路交通計画第3章第1節に示された「(仮称) あぶくま横断道路」をいう。
- (8) 「路線B」とは、新広域道路交通計画第3章第1節に示された「(仮称) 水戸・郡山広域都市圏連絡道路」をいう。

- (9)「路線C」とは、新広域道路交通計画第3章第1節に示された「(仮称)つくば・八溝縦貫・白河道路」をいう。

第5条 目的

本県では、令和3年6月に策定した「福島県新広域道路交通計画」において、今後の計画的な道路整備・管理や道路交通マネジメントの基本として、広域道路ネットワーク計画を示したところである。

本業務は、当該計画の「広域道路ネットワーク」に位置付けられた構想路線について、路線の整備により復興や地方創生などの面で期待される効果を踏まえ、路線のあり方を検討するものである。

第6条 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

(2) 現況・現道評価業務【路線A】

1) 資料収集・整理

受注者は、路線Aについて過年度調査において整理した以下の①～⑥の6項目について、下記2)のヒアリングや統計資料（福島県観光客入込状況調査、経済構造実態調査、経済センサス、貨物地域流動調査など）のデータ更新・追加・整理等を行い、県中地域や双葉地域における課題について、課題解決の優先度の観点も加えて検討したうえで、広域道路としての機能・役割の整理を行うものとする。

なお、使用する統計資料については、ヒアリング結果を踏まえ、受発注者協議により決定する。

【路線Aに関連する6項目】

- ① 広域的な交流・観光
- ② 物流
- ③ 防災
- ④ 医療
- ⑤ 産業
- ⑥ 復興

2) 企業等へのヒアリング

受注者は、路線Aについて道路網の課題把握や将来需要の把握のため、双葉地域を中心とした企業等7者に対して、別紙ヒアリングシート（案）をもとにヒアリングを実施し、その結果をとりまとめるものとする。

なお、対象者については、観光及び物流、産業関連企業等から発注者が選定し、

併せてヒアリングシートを発注者が作成した上で、受発注者協議により決定する。

(3) 現況・現道評価業務【路線B, C】

1) 企業等へのヒアリング

受注者は、路線B, Cについて道路網の課題把握や将来需要の把握のため、県南地域を中心とした企業等10者に対して、別紙ヒアリングシート（案）をもとにヒアリング等を実施し、その結果をとりまとめるものとする。

なお、対象者については、市町村や企業等から発注者が選定し、併せてヒアリングシートを発注者が作成した上で、受発注者協議により決定する。

2) 並行現道の評価

受注者は、路線B, Cに係る並行現道（以下の①～③の路線）について、全国道路・街路交通情勢調査の基本調査区間単位で、速達性、安全性、走行性、防災性を把握し、路線毎に広域道路ネットワークとしてボトルネックとなる箇所を整理するものとする。

なお、各種データについては、発注者から貸与するものとする。

【対象路線】

① 国道118号（須賀川市～矢祭町間） L＝約61km

② 国道289号（白河市～いわき市間） L＝約75km

③ 国道294号（白河市～白河市（県境）間） L＝約10km

※令和8年度時点で事業中の工区については、事業完了後を現道として走行性を評価するものとする。（対象箇所は、発注者により指定する）

【現道評価項目】

大項目	小項目	出典
速達性	混雑度	全国道路街路交通情勢調査
	交通量（台/日）全車種	全国道路街路交通情勢調査
	交通量（台/日）大型車	全国道路街路交通情勢調査
	ピーク時旅行速度（km/h）	全国道路街路交通情勢調査
	オフピーク時旅行速度（km/h）	全国道路街路交通情勢調査
	昼間12時間旅行速度（km/h）	全国道路街路交通情勢調査
	信号密度（箇所/km）	全国道路街路交通情勢調査
安全性	死傷事故率（100件/億台キロ）	福島県データ
	死亡事故件数（発生箇所）	福島県データ
走行性	最急縦断勾配	道路台帳、別委託業務の成果物を活用
	最小曲線半径	道路台帳、別委託業務の成果物を活用
	幅員	道路台帳、別委託業務の成果物を活用
防災性	通行止め発生履歴	福島県データ
	災害発生のリスク（地震、洪水等）	別委託業務の成果物を活用

(4) 今後の事業展開（案）の作成

路線 A, B, C について、検討の全体像を把握するため、国で定めたガイドライン※や他県における検討事例などを参考に、路線指定を行うまでに必要な検討項目、検討内容、具体的な業務委託等を表及びフロー等にてとりまとめたうえで、今年度実施した業務を含め、これまでの検討状況をフローに反映し、今後検討が必要な項目について洗い出しを行う。そのうえで、今後5年程度の事業展開（案）を作成するものとする。

また、上記の事業展開（案）については、対外的な説明に使用することを想定した構成で作成するものとする。

※構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン 平成25年7月 国土交通省道路局

(5) 各種資料作成支援

受注者は、各種打合せで使用する資料として、本業務内で整理した内容について A4 版のパワーポイントを作成するものとする。また、作成したパワーポイントをもとに、過年度に作成した路線 A, B, C における A3 版の2ページの路線の概要を説明する資料の更新も行うものとする。なお、資料の内容等については、監督員と打合せするものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、共通仕様書第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第7条 打合せ等

打合せ等の回数は4回を予定し、業務着手時及び成果品納入時には主任技術者が立会うものとする。業務に関する打合せ等の記録の整理は受注者が行うものとし、速やかに提出するものとする。

第8条 資料の貸与及び返却

共通仕様書第1113条に定める資料の貸与及び返却について、本業務に必要な図書及びその他の関係資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、使用保管に際しては紛失・破損等しないよう責任をもって取扱い、貸与期間中は管理保管に責任をもってあたることとし、指定期日までに返納するものとする。

第9条 貸与予定資料

本業務の実施に伴い、発注者が受注者へ貸与予定の資料は、以下のとおりとする。

- ・ 第12-41035-0006号 道路網整備計画補助業務委託
- ・ 第13-41035-0006号 常磐自動車道利活用促進検討業務
- ・ 第16-41035-0018号 道路事業整備効果検討業務委託（道整・再復）
- ・ 第23-41035-0012号 広域道路基礎調査業務委託（道改・調査）

- ・ 第 24-41035-0012 号 広域道路基礎調査業務委託（道改・調査）
- ・ 第 25-41035-0012 号 広域道路基礎調査業務委託（道改・調査）

第 10 条 履行報告

受注者は、共通仕様書第 1134 条に定める履行報告書は、毎月末に提出し、履行状況について監督員に報告すること。

第 11 条 成果物の提出

成果物は、共通仕様書第 6305 条に準じるものとし、その他必要な成果は発注者と協議の上、決定するものとする。

第 12 条 電子納品

報告書及び電子データを以下のとおり提出するものとする。

- (1) 本業務は電子納品の対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。
- (2) 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。
 なお、電子による検査が困難な場合、発注者が A3 版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。
- (3) 成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R 等）で 1 部とする他、事前協議により決定する。
 なお、「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。
- (4) 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CAD ソフト付属のチェック、CAD ソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 13 条 社内審査

- (1) 受注者は、本業務における社内審査員を定め発注者に通知するものとする。
- (2) 社内審査員は、高規格道路に係る計画検討業務、道路網・路線計画検討業務、広域道路基礎調査業務のいずれかの業務において、高度な技術と十分な実務経験を有しなければならない。

- (3) 社内審査員は、審査計画を作成し、業務計画書に記載し、審査に関する事項を定めなければならない。
- (4) 社内審査員は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、社内審査員自身による審査を行わなければならない。
- (5) 社内審査員は、業務完了に伴って審査結果を社内審査書としてとりまとめ、社内審査員の記名のうえ主任技術者に差し出すものとする。
- (6) 社内審査員は、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

第14条 積算基地

本業務における積算基地の取り扱いとは下記によるものとする。

- (1) 本業務における積算基地は次の場所とする。
積算基地：福島市役所
- (2) 契約後の積算基地の変更は行わない。

第15条 秘密の保持

受注者は、本業務のために発注者より貸与された資料及び本業務で知り得た事項や成果について、発注者の許可なく他に公表や貸与してはならない。

第16条 契約内容の変更

契約内容の変更については、業務の実施体制を変更する必要がある場合に、発注者と受注者の協議により行うものとする。

第17条 その他

- (1) 本業務において本特記仕様書及び共通仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。
- (2) 本業務の成果物の著作権については、福島県に帰属するものとする。
- (3) 本業務は、情報共有システムの対象である。

ヒアリングシート（案）

※産業関連会社用

ヒアリング日時	令和〇年〇月〇日（〇） 〇〇:〇〇～ （1時間程度、対面でのヒアリング）
調査対象	〇〇〇〇株式会社
担当者 （連絡先）	担当者： TEL： Email：
調査実施主体 （担当、連絡先）	福島県道路計画課 担当： TEL：024-521-7469 Email: dourokeikaku@pref.fukushima.lg.jp
調査委託会社 （担当、連絡先）	〇〇〇〇株式会社 担当： TEL： Email：

1. 貴社における事業概要についてお教えてください。

（1）事業概要（特に国、県、市町村が掲げる施策に関連するものがあれば、教えてください。）

例）〇〇等の建築用途に使われる製材 等
 例）国の施策である〇〇の取組を、令和〇年から進めている。
 例）福島イノベーションコースト構想に基づき、〇〇地域の〇〇会社と、〇〇について連携を行っている。
 例）製造した〇〇については、県内の〇〇地域のほか、県外（〇〇地域）や海外（国名）でも使用されている。

（2）貴社の特徴・売り

例）福島県産の〇〇を資料した一貫生産
 国内初となる〇〇〇機による量産体制
 県内のほか、国内外との取引実績がある。
 国内におけるシェア〇%を占めている。

（3）製品出荷量の推移

（各年度※企業の決算・集計により期間は修正する。）

	R6 年度 (R6.4 月～R7.3 月)	R7 年度 (R7.4 月～R8.3 月)
製品出荷量 (t/年)	約〇〇t	約〇〇t

(4) 近年の製造品の需要の動向と考えられる要因についてお教えてください。

例) 近年増加傾向→ 地球環境問題を背景とした木材建築物の需要増加 など

(5) 製造品に関する県内外での新たな動きや今後見込まれる動向、貴社として期待している展開等がありましたら、お教えてください。

例) 福島県や日本全国での木造建築の推進、県内林業の活性化など

2. 令和7年度の主な原材料の入荷及び製品の出荷（各々特に多い方面上位5箇所ずつ）について、輸送量、輸送頻度、主な輸送ルートについてお教えてください。

期間：R6.4～R7.3

【原材料の入荷】

No.	品目	入荷元地域	輸送量	輸送頻度	主な輸送ルート
例	原木	奥会津地域	〇t/年	トレーラー・〇台/日	磐越道・常磐道・R6号
1					
2					
3					
4					
5					

【製品の出荷】

No.	品目	出荷先地域	輸送量	輸送頻度	主な輸送ルート
例	集成材	大阪府	〇t/年	トレーラー・〇台/日	常磐道・磐越道・北陸道
1					
2					
3					
4					
5					

3. 会津・中通り・浜通り、県外との原材料や製品輸送を行う際の現在の道路（現道）の課題と捉えている点がありましたら教えてください。

例) 国道〇号は、急カーブ箇所が多い、急こう配区間が多い、幅員が狭い、沿道出入りが多い、速度が出せない、渋滞する、事故のリスクが高い、立ち往生のリスクが高い、大型車が多い、通行止めが多い、通行止めになると大幅迂回になる、追い越しづらい などについて具体的に特に国道〇号〇〇地区は幅員が狭くトレーラーが通行しにくい など
※特に、県内の東西移動に関する意見があれば教えてください。
※区間もあれば、併せて教えてください。

4. 会津・中通り・浜通り、県外への原材料や製品輸送を行うにあたり、現状の高規格道路ネットワーク（東北道、磐越道、常磐道、あぶくま高原道路等）で課題と捉えている点がありましたら教えてください。

例) 県内の道路の状況から、郡山市、いわき市へ輸送し、その後、その他の地域へ輸送を行っている。
例) 郡山方面へは、安定した輸送のため常磐道・磐越道経由で搬送することもあるが、迂回が大きく時間がかかる。
例) 県外へは常磐道を使用した輸送が多く、磐越道・東北道を使用した新潟・関東方面への輸送はほとんどない。
※特に、県内の東西移動に関する意見があれば教えてください。

5. 浪江町への F-REI の設立、新たな産業団地の整備などの福島イノベーション・コースト構想の進展等により、今後、双葉地域に期待するもの（原材料や製品輸送、企業間連携など）について、ご意見等ございましたら教えてください。

例) F-REI 関連施設との連携により、〇〇分野の研究に関する知見を取り入れたい。
例) 双葉地域の物流拠点が新設されれば、その拠点を活用し、県中地域をはじめとした中通り地方への輸送、さらには関東地方への輸送など、輸送量の拡大が期待できる。

6. 上記 5 に関連して、県中地域に向けた広域道路ネットワークに関してご意見等ございましたら教えてください。

例) 連携や取引量を増やすためには、週〇回程度の往来が必要であるが、現在、下道を利用するしかなく輸送時間や距離がネックとなる。

7. その他、福島県内の広域道路ネットワークに関してご意見等ございましたら教えてください。

例) 現在の取引先や輸送ルートを勘案すると、高速道路や県内の地域を跨ぐ道路について充分である。

質問は以上です。御協力ありがとうございました。

